

大正九年通信省令第七十五号

船用品検査試験規則

船用品検査試験規則左ノ通定ム

本令ハ大正九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一条 本令ニ依リ検査又ハ試験ヲ為スヘキ物品ノ種類及検査又ハ試験ノ種別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル但シ別表所定以外ノ船用品ノ検査又ハ試験ニ在リテモ事務ノ都合ニ依リ之ヲ依頼ニ応スルコトアルヘシ

第二条 本令ニ依ル検査又ハ試験ハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ之ヲ行フ但シ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ハ事務ノ都合ニ依リ別表ニ拘ハラス検査又ハ試験ノ依頼ニ応スルコトアルヘシ

第三条 船用品ノ検査又ハ試験ヲ依頼セムトスル者ハ検査品又ハ試験品ト共ニ依頼書(第一号書式)ヲ其ノ検査又ハ試験ヲ受ケムトスル船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ提出シ検査試験手数料ヲ納付スヘシ但シ検査品又ハ試験品ヲ提出シ難キトキハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ限り該検査品又ハ試験品ノ所在地ニ於テ検査又ハ試験ヲ受ケルコトヲ得

前項但書ニ依リ検査又ハ試験ヲ受ケル者ハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ノ指定スル所ニ從ヒ當該官吏ノ出張ニ要スル成規ノ旅費ヲ納付スヘシ

第一項但書ノ規定ニ依リ検査又ハ試験ノ依頼アリタル場合船舶技術研究所又ハ其ノ支所ハ管海官庁ニ囑託シテ検査又ハ試験ヲ行フコトアルヘシ

第四条 検査又ハ試験ヲ依頼セムトスル者ニ於テ必要ト認メタルトキハ検査品又ハ試験品ニ説明書、仕様書又ハ図面ヲ添付スヘシ

船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ必要ト認メタルトキハ検査品若ハ試験品ヲ追加提出セシメ又ハ説明書、仕様書若ハ図面ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第五条 削除

第六条 運輸大臣ノ定ムル検査又ハ試験ニ関スル規程ニ依ル検査又ハ試験ヲ依頼シタル船用品ニシテ該規程ニ適合スルモノト認ムルトキハ之ニ別記雛形ノ甲号検印及証明書番号ヲ附スルト共ニ検査又ハ試験依頼者ニ合格証明書(第二号書式)ヲ交付ス

運輸大臣ノ定ムル検査又ハ試験ニ関スル規程ニ依ラザル検査又ハ試験ノ依頼アリタル船用品ニハ別記雛形ノ乙号検印及成績書番号ヲ附スルト共ニ検査又ハ試験依頼者ニ成績書(第三号書式)ヲ交付ス

第七条 検査試験手数料ハ別表ノ定ムル所ニ依ル  
特種ノ品質構造ヲ有スルモノ又ハ検査試験手数料ノ規定ナキモノノ検査試験手数料ハ別表ニ準シ其ノ都度之ヲ定ム其ノ予メ手数料ヲ定メ難キモノニ在リテハ検査又ハ試験終了後之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ検査又ハ試験終了後指定ノ手数料ヲ納付スヘキ旨ヲ依頼書ニ記入セシム

検査又ハ試験ノ依頼ヲ取下グル場合ト雖既ニ検査又ハ試験ニ著手シタルトキハ検査試験手数料ハ之ヲ徴取ス

第八条 検査又ハ試験ヲ依頼シタル者合格証明書又ハ成績書ノ複本若ハ抄本ヲ受ケムトスルトキハ申請書(第四号書式)ヲ其ノ合格証明書又ハ成績書ノ交付ヲ受ケタル船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ提出シ複本又ハ抄本ノ交付手数料ヲ納付スヘシ

船用品合格証明書又ハ船用品検査試験成績書ノ複本若ハ抄本ノ交付手数料ハ一通ニ付五十円トス  
手数料ハ凡テ之ニ相当スル収入印紙ヲ手数料納付書(第五号書式)ニ貼附シテ納付スヘシ

第九条 検査又ハ試験依頼者ハ検査品又ハ試験品ノ運搬其ノ他検査又ハ試験ヲ行フ為特種ノ費用ヲ要スルトキハ之ヲ負担スヘシ  
第十条 検査品又ハ試験品ノ検査又ハ試験中ノ滅失若ハ毀損ニ因ル損害ニ対シテハ賠償ノ責ニ任セ

附則 (大正十一年四月四日通信省令第三三三号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和四年六月八日通信省令第二二二号) 抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十七年一月二〇日通信省令第八号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十七年二月七日通信省令第二二八号) 抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十八年一月一日運輸通信省令第六号) 抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十年五月九日運輸省令第一号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十三年一月二〇日総理庁・運輸省令第一二二号)

この命令は、公布の日から、これを施行する。

この命令施行前に申請のあつたものについては、なお従前の例による。

附則 (昭和二十四年二月二八日運輸省・経済安定本部令第二二二号) 抄

この命令は、昭和二十五年一月一日から施行する。

附則 (昭和二十五年四月一九日運輸省令第二三三号) 抄

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

附則 (昭和三十三年四月一日運輸省令第一三三三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年一月二〇日運輸省令第五五五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年一月二六日運輸省令第五四四号)

この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附則 (昭和三十七年三月一五日運輸省令第四四号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十八年四月一日運輸省令第二〇二号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一九日運輸省令第三五五号)

この省令は、昭和四十年五月二十六日から施行する。

附則 (昭和四〇年八月二六日運輸省令第六一六号) 抄

この省令は、昭和四十年九月一日から施行する。

附則 (昭和四十八年六月九日運輸省令第二〇二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附則 (昭和四十八年二月一四日運輸省令第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十号)の施行の日(昭和四十八年十二月十四日)から施行する。

附則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一二二二号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

別記雛形

附則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇二二号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和二年一月二三日国土交通省令第九八八号)

(施行期日)

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



- 第一号書式（日本産業規格 A 列四番）
- 第二号書式（日本産業規格 A 列四番）
- 第三号書式（日本産業規格 A 列四番）
- 第四号書式（日本産業規格 A 列四番）





物品種別	検査又は試験の種別	適用規格	手数料(単位円)	備考
材料試験機 引張試験機又 は圧縮試験機	試験及び検査	船用品試験機試験 規程	ひょう量一トン以下六〇〇のもの一台につき ひょう量一トンをこ七〇〇 え五トン以下のもの 一台につき ひょう量五トンをこ八〇〇 え二〇トン以下のもの 一台につき ひょう量二〇トンを一、〇 こえ六〇トン以下の〇〇 もの一台につき ひょう量六〇トンを一、七 こえ一五〇トン以下 のもの一台につき ひょう量一五〇トン二、五 をこえ三〇〇トン以 下のもの一台につき ひょう量三〇〇トン三、五 をこえるもの一台に 〇〇 つき シヨア式のもの一三〇〇 台につき ブリネル式のもの一三〇〇 台につき ロツクウエル式のもの五〇〇 の一台につき ヴァイツカース式のもの七〇〇 の一台につき シャルピー式のもの八〇〇 一台につき アイゾット式のもの八〇〇 一台につき アイゾットシャルピ ー式のもの一台につ き ひょう量一トン以下一、四 のもの一台につき ひょう量一トンをこ一、五 え五トン以下のもの 〇〇 一台につき	別記一号 の通り 別記二号 の通り 別記三号 の通り

金属材料試験材	計			引張試験	圧縮試験	抗折試験	衝撃引張試験	衝撃試験	硬試験	顕微鏡組織試験	肉眼組織試験	定性分析試験
	動的指示器	静的指示器	計切換器									
鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)
鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)	鋼船構造 規程又は 船舶機関 規則(昭 和三十一 年運輸省 令第五十 五号)

成分の指  
〇〇五



織維索	効力試験	索試験規程	索径一〇ミリメートル以下のも的一条につき	二〇〇						
布地	同右		一枚につき	一〇〇	別記七号の通り					
滑車	けん引試験及び検査		けん引荷重三トン以下のもの一個につき	二〇〇	別記八号の通り					
アイ	同右		けん引荷重三トンをこえるもの一個につきけん引荷重一トンをこえるもの一個につき	三〇〇						
フツク	同右		けん引荷重三トンをこえるもの一個につきけん引荷重一トンをこえるもの一個につき	二〇〇						
ターンバツクル	同右		けん引荷重三トンをこえるもの一個につきけん引荷重一トンをこえるもの一個につき	二〇〇						

チェンブロック	同右	けん引荷重二トン以下のもの一個につき	けん引荷重二トンをこえるもの一個につきけん引荷重一トンをこえるもの一個につき	二〇〇	別記九号及び一〇号の通り
弁	圧力試験及び検査	一個につき		二〇〇	
コック	同右	一個につき		二〇〇	
圧力計	圧力試験	一個につき		二〇〇	
真空計	同右	一個につき		二〇〇	
鎖	切断及びけん引試験並びに検査	鎖の径二〇ミリメートル以下のもの一連につき	鎖の径二〇ミリメートルをこえ三〇ミリメートル以下のもの一連につき	四〇〇	
		鎖の径三〇ミリメートルをこえ四〇ミリメートル以下のもの一連につき	鎖の径四〇ミリメートルをこえ五〇ミリメートル以下のもの一連につき	八〇〇	
		鎖の径五〇ミリメートルをこえ六〇ミリメートル以下のもの一連につき	鎖の径六〇ミリメートルをこえ七〇ミリメートル以下のもの一連につき	一、〇〇〇	
		鎖の径七〇ミリメートルをこえ八〇ミリメートル以下のもの一連につき	鎖の径八〇ミリメートルをこえ九〇ミリメートル以下のもの一連につき	一、六〇〇	
		鎖の径九〇ミリメートルをこえ一〇〇ミリメートル以下のもの一連につき		一、八〇〇	







測程機械	測深機械	測鉛	分品	針儀部	磁気ら	針儀	品	アンモ	ン	ン	げん	覆布部	そう	そう	そう			
同右	同右	同右	傾針儀	台	ら盆	もの	修正装置ある	アンモ	ン	ン	防水剤	防水布	口覆布	口覆布	口覆板			
			水平指力計				もの	ク	ク				規程	規程				
一組につき	一台につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一枚につき	一枚につき	一枚につき	一枚につき	一枚につき	一枚につき	一枚につき
五〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	七〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	四〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇
別記一五		別記四号					別記二号的通り	別記四号的通り	別記二号的通り	号、四号及び一三	別記二号的通り	号、七号及び一四	別記二号的通り	別記二号的通り	別記四号的通り	別記四号的通り	別記四号的通り	別記四号的通り

六分儀	気圧計	テレグ	ラフ	複式	だ角指示器	回転速度計	探照灯	耐爆灯	船用電球	塗料	耐火塗料	船底塗料	一般塗料	一種につき	七〇〇
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	一種につき	五〇〇
一個につき	一個につき	一組につき	一組につき	一組につき	一組につき	一組につき	一個につき	一個につき	一個につき	一種につき	一種につき	一種につき	一種につき	一種につき	五〇〇
															五〇〇
		別記一五													一、三
		号の通り													〇〇
															〇〇

備考  
 備一 ひよう量二種以上を有する試験器については、最大ひよう量に対する手数料に、最大ひよう量以外の各ひよう量に対する手数料の三割を加算する。  
 二 次の表上欄に掲げる物品について検査又は試験を行う場合において、同表下欄に掲げる部分品又は付属品が船用品検査試験規則による検査又は試験若しくは船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定による検定を経ないものであるときは、そのものに対する規定の手数料を加算する。

船灯	硬試験機	信号装置	国際信号旗	落下さん付信号	救命索発射器	火災探知装置	消火器	自蔵式呼吸具	そう口覆布	げん窓	アンモ	磁気ら針儀
無色透鏡、無色円筒形ガラス、無色なつめ形ガラス、無色球形ガラス、着色円筒形ガラス、着色そう入ガラス	硬試験機用ダイヤモンド圧子	水密格納箱	各色ごとの布地	落下さん付信号けん銃	救命索、ロケット又は弾丸	電気サーモスタット、空気管、検出器、警報装置、探知装置、手動火災警報装置	消火剤、充てん用具	清浄かん、酸素発生かん	防水布地	ガラス	吸収かん	予備の羅盆、傾針儀、水平指力計、偏針儀

三 引張又は圧縮のいずれかについて検査試験を行う場合には本表に掲げる額とし、引張及び圧縮を合せて検査試験を行う場合には本表に掲げる額にその五割を加算する。  
 四 当該試験品が試験のため損傷又は消耗を伴うものであつて、別に試験品を提出せしめたものについては、手数料算定の個数より除外する。  
 五 再試験手数料は、本表に掲げる額の二割とする。  
 六 一条の長さ二〇メートルをこえる場合には、こえる長さ二〇メートル又はその未満ごとに本表に掲げる額の三割を加算する。

- 七 一枚の長さ五〇メートルをこえる場合には、こえる長さ五〇メートル又はその未滿ごとに本表に掲げる額の三割を加算する。
- 八 同一種類のもの二五個以内を連結したものは、これを一個とみなす。
- 九 所定の試験荷重をこえる荷重を加えてけん引試験を行う場合には、本表に掲げる額に、こえる荷重一トン又はその未滿ごとに一〇円を加算する。
- 一〇 フック又はシャツクルが附属したものについて連結したままけん引試験を同時に行う場合には、フック又はシャツクルについては手数料をとらない。
- 一一 再試験手数料は、本表に掲げる額の半額とする。
- 一二 古品については、本表に掲げる額にその五割を加算する。
- 一三 金属材料試験材の試験をあわせて行う場合には、その試験に対する規定の手数料を加算する。
- 一四 布地が船用品検査試験規則による検査又は試験若しくは船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定による検査を経たものであるときは、一枚につき一〇〇円とする。
- 一五 二個以上の受信器を有するものについては、増設した受信器一個につき、本表に掲げる額にその二割を加算する。ただし、複式テレグラフが単式受信器を有するものであるときは、受信器二個をもつて一個とみなす。